

議案第14号

養父市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市特別会計条例の一部を改正する条例

養父市特別会計条例（平成16年養父市条例第59号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業の円滑な運営と経理の適正を図るため設置する。 (1) (略) <u>(2)～(5)</u> (略)	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる事業の円滑な運営と経理の適正を図るため設置する。 (1) (略) <u>(2) 養父歯科診療所特別会計 診療所事業</u> <u>(3)～(6)</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の養父市特別会計条例の規定に基づく養父歯科診療所特別会計 診療所事業に係る令和7年度の出納の閉鎖は、なお従前の例による。

- 3 改正前の養父市特別会計条例の規定に基づく養父市立養父歯科診療所に属する出納閉鎖後の剰余金、債権、債務その他の資産は、一般会計に帰属するものとする。